

## 高裁での闘いが始まる！

### 山城議長 稲葉さん控訴審初公判

10月16日、「山城さん、稲葉さんの不当な一審判決を許さない、完全無罪を勝ちとる控訴審支援集会」が那覇地裁前の城岳公園で開催されました。集会に入る前に、裁判闘争中に病魔に襲われ亡くなられた添田さんのご冥福を祈り、黙とうをささげた後、支援集会は進行しました。



まず山城議長は、2016年10月17日に逮捕されて以降、152日ぶりに保釈されるまでの間、警察署や那覇拘置所の取り調べ中に「黙秘せずにしゃべれ」、「運動から離脱しろ」などと権力から暴力的な脅かしが連日続いたことを明らかにしながら、一審において懲役2年、執行猶予3年の有罪判決が出された不当性を訴え、二審においてはもう一度、あの「高江」は何であったのか、辺野古の運動の正当性を主張し、表現の自由、集会の自由など憲法が保護する権利を堂々と証言していく決意を表明しました。そして、闘いはしなやかに、したたかに、笑顔でがんばろうと締めくくり、稲葉さん、弁護士と共に法廷に入りました。

集会終了後、現在闘われている那覇市長選で「城間みきこ」さんの応援のため、公判後の集会には参加できず、新聞報道で法廷内の様子をお伝えすると、弁護団は「国が民意に反して新基地建設を強行する過程に生じた事件であり、民意を表現した山城議長さんの行為に威力業務妨害罪を適用するのは違憲だ」と改めて主張したことです(『琉球新報』10月17付)。次回公判は11月13日、判決は12月13日が決定しています。

私は、福岡高裁那覇支部の大久保正道裁判長に一言申し上げたい。この事件の発端についてしっかりと見てほしい。高江では、抗議する県民に対して、警察権力の暴力と「土人」、「シナ人」などの差別発言があり、このことは警官や報道機関が撮影したビデオ映像を見るだけでも十分にわかると思います。工事を進行するのに県外の大坂などから機動隊500人と県警機動隊がどのような暴力を行ったかは、二審においては機動隊の指揮官、一般隊員を法廷に呼び証言を聞いてみてはどうですか。

防衛省の工事のやり方も、工事用車両を自衛隊の大型ヘリを使用して、吊り下げて搬入するといったことは、これまでの日本の土木工事、基地建設工事でもなかったことだと思います。このやり方は、戦後沖縄に米軍が進駐し「銃剣とブルドーザー」で民間地を接收したあの記憶が、現在において甦って行われているさまであって、目をそらさず見て聞いてください。防衛省や警察のビデオ写真や日報を見るだけでも、そこで人権侵害、表現の自由の侵害が証明できます。

民間警備会社の職員が、通常では考えられない人数が雇用され、機動隊・防衛省と一体になって県民に襲いかかってきた事実を知っていますか。そしてこの警備会社に支払われた額が、N1地区では予算の6倍超の11億6千万円、G地区では5.4倍の11億3千万円と、税金が湯水のごとく使われている実態を調査し、国がいかに憲法に保障された正当な抗議行動に、金の力で襲いかかってきたか理解できると思います。

また、辺野古ゲート前での座り込みは4年を経過し、現在でも雨が降ろうが嵐であろうが、座り込みが続いている。沖縄県民は心から平和を愛し、戦争体験から戦争につながるすべての動きに敏感になっていることに、沖縄で生活される裁判長にも十分承知のことと思います。このゲート前でのごく当たり前の表現の自由が警察権力は女性であろうが、老人であろうが、子どもであろうが容赦なく暴力でもって排除することが今でも続いている。裁判長は一度ゲート前に来て見てください。